

コロナ病床の逼迫の問題

はじめに

第二スマート少額短期
保険(第一生命の子会
社)が、寄付金を保険料
に充てる形で新型コロナウイルス

ウイルス等の感染症を保
障する「特定感染症保
険」を、新型コロナウイルス患者
の治療に当たっている医
療従事者に無償で提供す
る旨のニュースが報道さ
れた。

昨年からの蔓延している
新型コロナウイルス感染
症により、医療の現場は
想像以上の負荷がかかっ

FDSグループ代表

エージェンツバンク(FDSグループ)
主任研究員

吉富明彦

関戸恵子

院の受け入れはさらに少
なく、首都圏でもコロナ
病床は4・6%であった
(3月時点)。

2. コロナ病床 の逼迫の要因

第3波では新型コロナウイルス

感染者に対する入院者の
割合が約20%まで下が
り、自宅療養や宿泊療養
中に亡くなるケースも発
生した。

①集中の不完全

イギリスのNHSトラ
スト等が数百数千単
位の新型コロナウイルス患者を受
け入れたように、欧米で
は患者を集中的に受け入
れ効率的に対応した。

日本では1病院当たり
約3万5000床で一般
病床に占める割合は3%
強である(6月23日現
在)。また、公立病院の

少ない(OECD加盟
国37カ国中27位)。1病
院当たりの医師数もアメ
リカの137人、ドイツ
の114人に比べ、日本
は38人である。数少ない
医師が多くの病院に分散
している現状にあり、勤
務医の過重労働が問題視
されている。人口1000

0人当たりの看護師につ
いては12人とOECD加
盟国の8位であるが、1
病床当たりでは0・9人
とアメリカの4・1人、
イギリスの3・1人を大
きく下回っている。

医療人材の分散で病床
当たりの数が手薄になっ
ており、諸外国に比べ治
療効率が低い。

分散は医療人材だけで
なく、例えば日本では全
国各地に約1400台の
エコム(体外式膜型人工
肺)があるが、人員数や
技術面等の理由から使用

されにくいケースが多く、
高額な医療機器が生かさ
れていないことも少なく
ない。

そんな医療資源の分散
する中小零細病院におい
ては、新型コロナウイルス
リアを確保するソニン
グが難しく、一般病床よ
り手厚い人員数を必要と
する新型コロナウイルス受
け入れにくい。また、通
常診療の縮小や院内感染
による経営悪化も懸念さ

る。国等の補助金や診
療報酬の上乗せ等の支援
も十分とは言えない。こ
のような状況が、病院が
コロナ病床の確保に消極
的にならざるを得ない背
景の一つにあるようだ。

③連携の不十分

アメリカでは地域ごと
の非営利組織「医療事業
体」に属する医療機関が
患者情報を共有し、入院
・転院がしやすい。

日本では新型コロナウイルス
型)の病院が多く、急性
期と慢性期の両機能を持
つ反面、急性期の対応は
劣る。

例えば400〜500
床以上の公立病院に入院
する新型コロナウイルスの3
分の1が軽症者で、重症
者は1割未満に過ぎない。
つまり重症患者に特
化すべき大病院が多くな
り、軽症者を引き受けて
いることになる。新型コ
ロナ患者を高機能病院に集
ませ、その他の病院は通
常医療を提供する機能分
担が明確でなかったこと
が病床逼迫の原因の一つ
といえるであろう。

⑤司令塔の不在

イギリスでは国主導で
危機下の状況に応じた体
制を構築、つまり緊急時
に医療機関や医療従事者
を動員する仕組みがあ
る。アメリカでは州によ
って指揮権を持つ医療機
関が決められている。

日本では、新型コロナウイルス
患者の受け入れを強制す
る法的根拠はない。

厚生労働省は、都道府

本との差があらわになっ
た形である。

④不明瞭な役割分担

スウェーデン(感染者
数は日本の数十倍)では
首都の大病院が約160
0床(3割弱)を新型コ
ロナ用に転換し、他の病
院が新型コロナ以外の患
者を受け入れた。

日本は、急性期、回復
期、療養病床(高齢者向
け等)のすべてを提供す
るケアミックス型(混合
型)の病院が多く、急性
期と慢性期の両機能を持
つ反面、急性期の対応は
劣る。

例えば400〜500
床以上の公立病院に入院
する新型コロナウイルスの3
分の1が軽症者で、重症
者は1割未満に過ぎない。
つまり重症患者に特
化すべき大病院が多くな
り、軽症者を引き受けて
いることになる。新型コ
ロナ患者を高機能病院に集
ませ、その他の病院は通
常医療を提供する機能分
担が明確でなかったこと
が病床逼迫の原因の一つ
といえるであろう。

⑤司令塔の不在

イギリスでは国主導で
危機下の状況に応じた体
制を構築、つまり緊急時
に医療機関や医療従事者
を動員する仕組みがあ
る。アメリカでは州によ
って指揮権を持つ医療機
関が決められている。

日本では、新型コロナウイルス
患者の受け入れを強制す
る法的根拠はない。

厚生労働省は、都道府

危機時対応と効率的な医療体制構築へ改革を

①新型コロナウイルス感染者数
6月20日現在、新型コ
ロナウイルス感染者数の
上位3カ国はアメリカ
(感染者数約3353万
8000人、前日比約2
万2000人)、インド
(同約2988万2000
人、同約5万8000
人)、ブラジル(同約1
788万4000人、同
約8万2000人)であ
る。その他ではフランス
(同約581万7000
人、同約26000人)、
イギリス(同約463万
7000人、同約1万
人)、ドイツ(同約37
累計感染者数が人口の

94%、公的病院の85%が
新型コロナウイルスを受け入
れているが、例えば公立
病院に入院している患者
数は約3700人で、1
病院当たり平均約7人に
とどまる(1月時点)。

②医療資源の分散
日本の医師数は約32万
7000人で、人口10
00人当たりの医師数は
2・5人と、フランスの
3人、ドイツの4・3
人、イギリスの3人に比

べ少ない(OECD加盟
国37カ国中27位)。1病
院当たりの医師数もアメ
リカの137人、ドイツ
の114人に比べ、日本
は38人である。数少ない
医師が多くの病院に分散
している現状にあり、勤
務医の過重労働が問題視
されている。人口1000

0人当たりの看護師につ
いては12人とOECD加
盟国の8位であるが、1
病床当たりでは0・9人
とアメリカの4・1人、
イギリスの3・1人を大
きく下回っている。

医療人材の分散で病床
当たりの数が手薄になっ
ており、諸外国に比べ治
療効率が低い。

分散は医療人材だけで
なく、例えば日本では全
国各地に約1400台の
エコム(体外式膜型人工
肺)があるが、人員数や
技術面等の理由から使用

3. 医療改革と 医療保険

日本の医療は、世界に
誇る国民皆保険制度等で
世界有数の高齢社会を
実現し、また、どの病
院でも受診できるフリー
アクセス制を小規模病院
の点在が支え、均一の医
療提供を可能にしてき
た。

しかし薄く広く非効
率な医療提供体制では、
限りの医療資源が生か
れない。今後の改革から目が
離せない。

医療提供体制の変化に
よって、民間の医療保険
はこれまでさまざまな
進化してきた。付添看護
に対する保障は完全看護
の導入により姿を消し、
入院給付金の支払いに必
要な入院日数は次第に短
くなり、今や日帰り入院
が一般的である。

これから実施される医
療改革においても、医療
保険の対応が必要になる
場面があるかもしれない。

医療提供体制の変化に
よって、民間の医療保険
はこれまでさまざまな
進化してきた。付添看護
に対する保障は完全看護
の導入により姿を消し、
入院給付金の支払いに必
要な入院日数は次第に短
くなり、今や日帰り入院
が一般的である。

これから実施される医
療改革においても、医療
保険の対応が必要になる
場面があるかもしれない。

M&A保険入門
表明保証保険の基礎知識
山本 啓太 弁護士 関口 尊成 弁護士・ニューヨーク州弁護士 著

M&A取引の安全性を高める (2021年2月刊)
表明保証保険(M&A保険)について、
M&Aと保険の両実務に精通した
著者が実務者向けにQ&Aで解説

ISBN978-4-89293-439-1 ●A5判・196頁
●定価2,420円(税込)/送料495円(税込)

お申込みはFAXまたはWEBで ●保険毎日新聞社
FAX03-5816-2863 東京都台東区台東4-14-8
http://www.homai.co.jp/ シモンパルクビル2F
TEL 03-5816-2861

県が主体となった推進・
達成を基本とする観点か
ら、地域で役割分担を明
確にするよう都道府県に
事務連絡し、実際のコロ
ナ病床の確保は地域任せ
である。一方、自治体に
は権限がなく機能不全の
状態といえる。

病院の自主的な判断に
委ねるのでは限界があ
り、コロナ病床の増加に
つながらなかったものと
思われる。

コロナ後は危機時対応
の構築はもちろん、病院
の統廃合や病床の削減等
専門人材や設備の集約に
より、より効率的な医療
提供体制を担った改革が
進むものと思われる。

医療提供体制の変化に
よって、民間の医療保険
はこれまでさまざまな
進化してきた。付添看護
に対する保障は完全看護
の導入により姿を消し、
入院給付金の支払いに必
要な入院日数は次第に短
くなり、今や日帰り入院
が一般的である。

これから実施される医
療改革においても、医療
保険の対応が必要になる
場面があるかもしれない。